

長期優良住宅認定申請 申請内容変更時の対応

法第8条による変更認定申請

- 1.状況報告書及び法第9条、法第10条による変更認定申請に該当しない、長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画の変更
例)・工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月を超える変更
 - ・譲受人の決定予定時期の6月を超える変更
 - ・住宅の品質又は性能が低下する変更
 - ・維持保全計画の変更で、維持保全資金や点検回数、点検内容が減少する変更
- 2.長期使用構造の確認書等が変更となる変更

法第9条による変更認定申請

- 1.譲受人が決定したとき（譲受人決定後3月以内の申請が必要です）

法第10条による変更認定申請

- 1.認定計画実施者を追加、削除するとき

状況報告書

- 1.工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更
- 2.譲受人決定予定時期の6月以内の変更
- 3.住宅の品質又は性能を向上させる変更その他、変更後も長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が認定基準に適合することが明らかな変更（誤記訂正含む。）
※確認書等が変更となるものは法第8条による変更認定申請となります
- 4.分合筆等による地番の変更

注) 上記は一例であり、記載のないものについてはお問合せください

問合せ先

小平市 都市開発部 建築指導課 構造・設備担当

電話：042-312-1145

ホームページの「メールでのお問合せ」からも

お問合せいただけます